

教育・保育施設等関係者における新型コロナウイルス感染症発生時の対応について

1 教育・保育施設利用児童，職員に感染症の陽性が確認された場合

- ・利用児童や職員に陽性が認められた場合は，速やかに保育課へ報告する。
また，ただちに保育課等と協議を行い臨時休園等の対策を講じる。
- ・利用児童の降園後，保健所の指導のもと消毒を実施する。
- ・臨時休園を実施する場合の期間については，発症者の最終登園日から起算して，2週間程度を基本とし，保健所の助言を得ながら必要な休園期間を確保する。
※ 保健所の助言により，休園期間が短縮される場合もある。
- ・開所に当たっては，利用児童や職員の健康状態を踏まえるとともに，保健所の助言を得ながら，保育を再開する。

2 教育・保育施設利用児童，職員が濃厚接触者に特定された場合

- ・利用児童，職員が濃厚接触者と認められた場合は，速やかに保育課へ報告する。
※ 感染拡大防止の観点から，利用児童や保護者及び同居家族等が濃厚接触者になった場合やPCR検査等を受けることになった場合は，速やかに園へ連絡いただく
よう保護者に協力を依頼する。
- ・当該濃厚接触者については，保健所の指導のもと健康管理を徹底するとともに，
保護者の理解を得ながら登園を避けるよう要請する。
- ・濃厚接触者が登園を避ける期間は，感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間程度を基本とし，保健所の助言を得ながら必要な期間を要請する。